

平成26年度国土技術政策総合研究所コンプライアンス報告書

平成27年7月
国土技術政策総合研究所

推 進 計 画	実 施 状 況	実施状況の評価
<p>1. 平成26年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>(1) 職員の意識改革</p> <p>① 研修等において、コンプライアンスに係る講義を実施</p> <p>所内研修における機会を活用して、コンプライアンスに係る講義項目(内容)等をカリキュラムに加えた研修計画を策定し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図るものとする。 《平成26年度4月以降に計画実施する研修・講習会へのカリキュラム加入範囲の拡大》</p>	<p>●コンプライアンスに関する意識を高めるため、平成26年度の国土技術政策総合研究所主催研修のカリキュラムに「コンプライアンス」に関する講義項目(内容)を設け、以下の2研修を計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者研修(7月22日実施) ・中堅職員スキルアップ研修(10月21日実施) 	<p>平成26年度に計画した所内研修において、コンプライアンスに係るカリキュラムを設けた研修が確実に行われた。</p>
<p>② 担当職員によるコンプライアンス講習会の実施</p> <p>国家公務員法、倫理規程、発注者綱紀保持規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、これらを担当する職員を講師としてコンプライアンスに関する所内講習会を開催することとする。</p>	<p>●コンプライアンスに関する意識を高めるため、コンプライアンスの担当職員を講師とし、いろいろな立場の職員等へ以下の講習会を計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員・異動職員・部外研究員ガイダンス(4月16日実施) ・任期付研究員ガイダンス(10月6日実施) ・非常勤職員講習会(4月11日実施) <p>●国家公務員倫理週間(12月初旬)時に、職員の倫理意識の向上を図るため、全職員を対象に「倫理法・倫理規定に関するセルフチェック」(理解度チェック)を新たに取り入れた。</p>	<p>新たな転入者、外部からの任期付き職員、非常勤職員等いろいろな立場の者に対して、コンプライアンスに係るカリキュラムを設けた講習会が確実に行われた。</p> <p>また、職員の倫理意識の向上を図るためのセルフチェックも取り入れた。</p>
<p>③ 外部講師(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会を開催する。(独占禁止法、談合防止法、コンプライアンス等予定)</p>	<p>●外部講師(弁護士)によるコンプライアンス講習会(テーマ「研究機関の組織的特質とコンプライアンス」)を計画どおり実施した。 (10月14日(横須賀庁舎)、10月17日(つくば庁舎)実施)</p>	<p>外部講師により、特に当研究所の研究機関としての組織的特質とコンプライアンスに関する講習会が確実に行われた。</p>
<p>④ 幹部会等における事例紹介、コンプライアンスミーティングの実施</p> <p>幹部会等における会議等の機会にコンプライアンスに係わる事例紹介を行い、職員への周知徹底を行う。さらに、各所属においては、職員への周知にあたり、コンプライアンスミーティング形式を取り入れ、職員相互の意見交換の機会を設けることとする。各所属内の会議・打合せの機会を活用し、概ね2ヶ月に1回程度行うものとする。</p>	<p>●コンプライアンスに関する意識を高めるため、幹部会議において定期的にコンプライアンスの事例紹介を行い、年間5回の事例について、各所属で職員相互の意見交換としての「コンプライアンスミーティング」を計画どおり実施した。 (事例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5月7日: 車両管理(受注者の運転員に対する指示等)について ② 7月7日: 利害関係者と共に飲食する場合の届けについて ③ 9月8日: 「不当な働きかけ」の対応について ④ 11月4日: 服務規定について ⑤ 1月13日: 秘密の保持について <p>●推進本部は、全ての課・室においてコンプライアンスミーティングを実施するようにフォローアップを徹底し、全ての所属が実施した。</p>	<p>年間5回の業務に係る事例を設けた事例について、全ての課・室へ実施のフォローアップを徹底し、全所属でコンプライアンスミーティングが確実に行われた。</p>

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>(2)発注者綱紀保持の徹底</p> <p>職員に対して、発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルールについて、各種講習会等(新規採用職員及び転入者に対するガイダンス講習会など)において、ルールを徹底する。</p> <p>発注者綱紀保持マニュアルの改訂を進めると共に、これらのマニュアル等を活用し、発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルール等について、できるだけ実例を掲げたうえで、周知徹底を図るものとする。</p>	<p>●各種講習会(新規採用職員及び転入者に対するガイダンス講習会等)において、コンプライアンスに関わる発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応札に係るルールについて説明し、計画どおり実施した。</p> <p>●平成27年2月3日付で、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルを改訂し、内容の一部改正(主な改正内容/「事業者等の定義」「秘密の保持に関する行為の拡充」「不当な働きかけに対する報告の徹底」)を行った。 なお、改訂後は所内イントラに掲載し周知するとともに、主な改正内容の説明をコンプライアンス講習会として計画どおり実施した。(2月19日、2月20日実施)</p>	<p>各種講習会で発注者綱紀保持のルール徹底が確実に行われた。</p> <p>発注者綱紀保持規程及びマニュアルを改訂し、「事業者等の定義」などの一部改正が行われ、改正された内容等に関しての講習会を行うなど周知が確実に行われた。</p>
<p>(3)入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底</p> <p>①入札・契約手続きの見直し</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで情報漏洩の防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。国総研の主たる契約であるコンサルタント契約については、地方整備局の動向も踏まえ、継続して検討を進める。</p>	<p>●情報漏洩の防止や不公正な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名のマスキングを計画どおり実施した。 なお、入札・契約手続きの不正防止については、国交省全体の方針にしたがって適確に実施してきており、その中で国総研の業務発注の特徴を踏まえて、競争性を高める工夫も行っている。</p>	<p>入札・契約手続きにおける情報漏洩等の防止の徹底が確実に行われた。</p>
<p>②情報管理の徹底</p> <p>入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化の実施について継続して検討を進める。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報管理の徹底を図る。</p>	<p>●情報管理の徹底を図るため、入札契約手続運営委員会等で使用した資料は、全て回収し担当部署で廃棄するなどし、計画どおり実施した。 なお、機密情報に関する管理方法及び管理責任者についての明確化・ルール化については、地方整備局の動向を踏まえて検討を行っている。</p>	<p>入札・契約手続運営委員会等における審査資料の情報管理が確実に行われた。</p>

推 進 計 画	実 施 状 況	実施状況の評価
<p>(4) 公的研究費の適正な執行について</p> <p>国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、補助条件の遵守を徹底するとともに、年に1回の内部監査を実施し、適正な執行を図る。</p>	<p>●研究費等の使用に関しては社会的な問題もあり、公的研究費の補助条件等の順守を徹底するため、公的研究費の交付を受けた全ての研究者に対し、補助条件や公的研究費の取扱い等についての説明会を計画どおり実施した。(7月14、15、23、8月5日実施)</p> <p>また、公的研究費の適正な執行の確認のため、総務部会計課において従来隔年で実施していた監査を毎年実施することとし、平成26年度の内部監査を計画どおり実施した。(12月17日、22日実施)</p> <p>なお、監査の結果、適切に執行していることを確認した。</p>	<p>研究者に対する説明会及び内部監査が確実に実行された。</p>
<p>(5) システム情報管理の徹底</p> <p>情報システムについてセキュリティ対策の確実な実施を行うとともに、職員におけるコンプライアンスを含めた情報セキュリティポリシーの確保に向けた講習会及び標的型メール攻撃に対する訓練等を実施する。また、情報の誤送信事案等に係る注意喚起・対策等の周知徹底を図る。</p>	<p>●情報システムのセキュリティ対策を確実にするため、以下のとおり計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに関する講習会(4月16日実施)を行った。 ※国総研イントラネットへも講習会資料及び情報セキュリティ実施手順書を掲載し更なる職員へ周知徹底を行った。 ・情報管理について、会議等の場を活用し職員へ周知徹底を行った。 ・「標的型メール攻撃に対する訓練」(11月18～21日、2月9日～12日の計2回実施)を行った。 ・情報セキュリティ対策に関する自己点検(1月20日～2月3日実施)を新たに取り入れた。 	<p>情報システムについてのセキュリティ対策として、講習会の実施、標的型メール攻撃に対する訓練、報管理に係る周知徹底が確実に実行された。</p> <p>また、情報セキュリティ対策に関する自己点検も取り入れた。</p>
<p>(6) 内部・外部窓口への報告の徹底</p> <p>発注者綱紀保持規程では、「職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けた時は、速やかに発注者綱紀保持事務担当者である「総務課長・管理課長」への報告を義務づけていること及び外部報告の窓口として設置している発注者綱紀保持担当弁護士を経由して報告することができること、これらの報告制度を活用することにより違反行為の未然防止や深刻化の回避に役立ち、国民から不信を抱かれない行政運営に繋がることについて、職員に周知徹底を図るとともに職員が一人で抱え込まないような環境作りに努めるものとする。</p>	<p>●発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに関して、高知談合の再発防止対策として盛り込まれた「不当な働きかけに対する報告の徹底」について、職員の上司等への報告義務や報告フローを新たに追加して改訂(2月3日付け)し、職員が一人で抱え込まないような環境づくりを計画どおり実施した。</p> <p>なお、内部・外部窓口への報告の徹底についての説明をコンプライアンス講習会として実施した。(2月19日、2月20日実施)</p>	<p>発注者綱紀保持規程及びマニュアルで、規程に抵触する事実や不当な働きかけの報告フローを改訂し、従来に比べて、所長に直接報告を上げる体制の整備が確実に実行された。</p>

推 進 計 画	実 施 状 況	実施状況の評価
<p>(7) 推進計画の実施状況のとりまとめ・報告</p> <p>推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況を取りまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は国土技術政策総合研究所HPに掲載して行うものとする。</p>	<p>●平成26年度コンプライアンス報告書は、推進本部及びアドバイザー委員会へ提示・了承後、国総研ホームページに掲載し、推進計画の実施状況について公表。</p> <p>●平成27年度のコンプライアンス推進計画は、26年度末に作成(3月24日付)し、公表。</p>	<p>国総研のHPにおいて公表を行い、透明化が確実に行われた。</p>

■アドバイザー委員からの意見等

○ 平成26年度の実施状況の報告書からは、年間を通じて計画どおり実施されていることがわかり、特に問題や事故等の報告はなかったことを踏まえれば、コンプライアンスの運営としては、一定の成果があったものと評価できる。